

社保研究部だより

施設基準等の定例報告

施設基準の届出を行った保険医療機関は、毎年7月1日現在の現況を地方厚生（支）局長（近畿厚生局指導監査課）に定例報告する。報告の内容は、「施設基準等の届出状況等の報告」と「施設基準の適合性の確認」の2つである。書面は近畿厚生局から保険医療機関に郵送される。

施設基準の煩雑化によって厚生局に寄せられているFAQを交えて解説する。

1. 「施設基準等の届出状況等の報告」

報告様式①～③それぞれの様式につき、診療実績のない場合や施設基準の届出をしていない場合は報告の提出は不要となる。

1) 報告様式①

選定療養及び歯科衛生実地指導等の実施状況報告書（別紙様式5）

選定療養は金属床総義歯などの実施状況、歯科衛生実地指導料または訪問歯科衛生指導料の算定実績を報告する。

厚生局FAQ：選定療養

Q：これまで報告を行っている価格と相違はないが、報告の必要はあるか。

A：前年7月1日から当年6月30日の間に全項目の診療実績がない場合は、報告の必要はないが、期間内に診療実績がある場合には、価格の変更がない場合であっても報告は必要。

Q：これまで報告を行っている価格と相違がある場合、何か手続きが必要か。

A：これまでの報告と価格の相違がある場合には、定例報告とは別に、速やかに変更の報告が必要。

2) 報告様式②

歯科点数表の初診料の注1の施設基準に係る報告書（様式2の7）

院内感染防止対策の実施や研修の受講歴について報告する。歯初診は、2022年度診療報酬改定で研修の要件が変更となっている。

【改定後の研修要件】

歯科外来診療の院内感染防止に係る標準予防策および新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上

【記載のポイント】

① 歯科用ハンドピースの保有数の欄

以下の一般的名称の機器の保有数の合計を記載する。

- ・ 歯科用ガス圧式ハンドピース
- ・ 歯科用電動式ハンドピース
- ・ ストレート、ギアードアングルハンドピース
- ・ 歯科用空気駆動式ハンドピース

② 院内感染防止対策の受講歴

新基準の要件を満たした研修の受講歴を記載する。ただし、2022年3月末までに届け出た保険医療機関の場合、旧基準の研修の受講歴を記載する。その場合、4年以内でなくても可能（記載例参照）。また、研修の修了証の添付は不要。

2023年3月末までに受講を

2022年3月末において届出をしている保険医療機関は、2023年3月末まで新基準の要件を満たしたものと経過措置が設けられている。猶予期間終了までに新基準の要件を満たした研修を受講する必要がある。協会では、新基準を満たす研修を開催している（開催日程は3面）。

③ 院内研修

保険医療機関における院内研修の実施状況については、院内で職員に対して実施した研修内容にチェックをする（複数可）。

厚生局FAQ：歯初診注1

Q：歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準の届出を行っているが、報告の必要はあるか。

A：院内感染対策の実施状況等について毎年報告が必要。

Q：常勤歯科医師の院内感染防止対策に関する研修の受講歴について、4年以内の受講について記載することとなっているが、7月1日時点で4年以内ということか。

A：7月1日時点で、過去4年以内に受講している研修を記載する。

なお、2022年度診療報酬改定により受講が必要な項目として追加された「標準予防策及び新興感染症に対する対策」については、経過措置（受講の猶予期間）が設けられていることから、2022年3月31日において、現に歯科点数表の初診料の注1の届出を行っている保険医療機関で、過去4年以内に「標準予防策及び新興感染症に対する対策」に関する研修の受講歴がない場合は、2022年度改定前の基準における院内感染防止対策に係る研修の受講歴を記載する。

また、上記経過措置に該当する場合は、「標準予防策及び新興感染症に対する対策」に関する研修を2023年3月31日まで（2021年4月1日から2022年3月31日までに2022年度改定前の基準における研修を受けている保険医療機関にあっては、当該受講日から2年を経過する日まで）に受講すること。

※新型コロナウイルス感染症の影響により受講予定の研修が延期され4年以内の受講歴が記載できない場合は、直近の受講歴について記載する。その場合には、届出を辞退する必要はないが、研修が実施できるようになった場合は、速やかに本来予定していた研修を受講すること。

3) 報告様式③

在宅療養支援歯科診療所1又は2の施設基準に係る報告書（様式18の2）

訪問診療の割合（6月）、訪問診療と歯科疾患在宅療養管理料の実績（4～6月）を報告する。

2022年度診療報酬改定で在宅療養支援歯科診療所（歯援診）1の施設基準要件のうち訪問診療1または2の算定実績が、年間15回から18回に引き上げられた。歯援診2の要件は、年間4回以上と引き下げられている。2022年3月末において歯援診1を届け出ている医療機関は、2023年3月末まで新基準を満たしているものとして経過措置が設けられている。

歯援診1を継続する場合は、今回の報告とは別に、2023年3月末までに再度の届出が必要となる。歯援診2の届出をしている医療機関が引き続き歯援診2の要件を満たす場合、再度の届出は必要ない。

2. 「施設基準の適合性の確認」

届け出ている施設基準について自己点検する。届出しているすべての施設基準において要件を満たしている場合や届け出ている施設基準がない場合は、「施設基準の適合性の確認について（報告）」の提出は不要となる。

施設基準要件の自己点検の結果、要件を満たさないものがある場合、この報告に施設基準の名称を記載し「辞退届」を添えて提出する。

施設基準届出状況はこちらから閲覧可



「施設基準等の定例報告」の提出

近畿厚生局から7月中旬頃送られてくる様式に必要な事項を記載し、近畿厚生局指導監査課に7月29日までに郵送する。やむを得ず報告が遅延する場合は、その旨を申し出る。

封筒の表面には、朱書きで「定例報告在中」とする。

〒540-0011
大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階
近畿厚生局 指導監査課宛

定例報告在中
(朱書き)

報告様式を紛失された場合、近畿厚生局HPもしくは協会HP「新着情報」でデータが取得できる。

報告様式のダウンロードはこちら



記載例 歯科点数表の初診料の注1の施設基準に係る報告書一部抜粋（受講歴）

④ 修了証に記載された研修名を記入

⑤ 受講年月日：直近の受講歴を記入（2022年3月末までに届け出た医療機関は4年以内でなくても可）

3 常勤歯科医師の院内感染防止対策（標準予防策及び新興感染症に対する対策に関する研修の受講歴等（4年以内の受講歴を記載すること。但し、下記※に該当する場合は、当該受講歴を記載すること）

受講者名 (常勤歯科医師名)	研修名 (テーマ)	受講年月日	当該研修会の主催者
保険医 太郎	④	⑤	大阪府歯科保険医協会

※ 令和4年度診療報酬改定により受講が必要な項目として追加された「標準予防策及び新興感染症に対する対策」については、経過措置（受講の猶予期間）が設けられていることから、令和4年3月31日において、現に歯科点数表の初診料の注1の届出を行っている保険医療機関で、過去4年以内に「標準予防策及び新興感染症に対する対策」に関する研修の受講歴がない場合は、令和4年度改定前の基準における院内感染防止対策に係る研修の受講歴を記載すること。

なお、上記経過措置に該当する場合は、「標準予防策及び新興感染症に対する対策」に関する研修を令和5年3月31日まで（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに令和4年度改定前の基準における研修を受けている保険医療機関にあっては、当該受講日から2年を経過する日まで）に受講すること。